

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(案)」に関する 意見募集の実施について

平成31年2月15日
文化庁地域文化創生本部
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

今般、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、学識経験を有する者によって構成する「障害者文化芸術活動推進有識者会議」の意見を踏まえつつ、文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(案)」をとりまとめました。

つきましては、本件に関し、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(案)」について、意見募集を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 意見提出フォーム・郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成31年2月28日 必着
- (3) 宛先

住所：〒605-8505

京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

文化庁地域文化創生本部事務局総括・政策研究グループ 宛て

FAX番号：075-561-3512

電子メールアドレス：kihonkeikakuiken@mext.go.jp

(判別のため、件名は【障害者文化芸術活動推進基本計画案への意見】としてください。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください)

【3 意見提出様式】

「障害者文化芸術活動推進基本計画案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見（下記のどの分類に該当するか、意見の最初に記載してください。）

※ 複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、次の分類に基づき、論点ごとに別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

はじめに

I 基本的な方針

II 施策の方向性

- (1) 鑑賞の機会の拡大
- (2) 創造の機会の拡大
- (3) 作品等の発表の機会の確保
- (4) 芸術上価値が高い作品等の評価等
- (5) 権利保護の推進
- (6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援
- (7) 文化芸術活動を通じた交流の促進
- (8) 相談体制の整備等
- (9) 人材の育成等
- (10) 情報の収集等
- (11) 関係者の連携協力

おわりに

【4 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文化庁地域文化創生本部)